

# 税務署からのお知らせ

## 庄原税務署で確定申告を行う方へ

確定申告相談は市役所の申告会場だけでなく、庄原税務署でもできます。

庄原税務署の申告会場で申告を行う方は次のことにご注意ください。

### 令和2年分確定申告期間

▼個人事業者の消費税

3月31日(水)まで

▼申告所得税・贈与税

3月15日(月)まで

### 新型コロナウイルス 感染拡大防止のために

①申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場当日配付しますが、「LINE」で事前に発行することもできます。なお、「LINE」による事前発行システムは、1月中旬に公開予定です。

※「入場整理券」の配付状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

②令和2年分の確定申告では、令和元年分の申告相談のために来場した人のうち、公的年金を受給している人などに対して、個別に「早期来場

のご案内」を送付します。税務署からの案内文書を受け取った人は、案内に記載されている期間に、申告会場へお越しください。

③申告会場の混雑緩和のため、可能な限り、自宅からスマートフォン・パソコンを利用し、e-Taxでの申告をお願いします。

### 来場の際のお願い

- ・マスクを着用してください。
- ・入り口などに設置してあるアルコール消毒液をご利用ください。
- ・入場の際に検温を実施します。
- ・37・5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りします。

### 問い合わせ

庄原税務署

☎0824・72・1001

確定申告特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



## 医療費通知（医療費のお知らせ）を 医療費控除に活用する予定の方へ （国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方）

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

市・県民税（住民税）の申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」の添付が必要ですが、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。

### 【問い合わせ】

▼国民健康保険加入の方

保健医療課国保年金係

☎0824・73・1158

▼後期高齢者医療制度加入の方

《1月まで》

保健医療課医療予防係

☎0824・73・1155

《2月から》

広島県後期高齢者医療広域連合

（コールセンター）

☎050・3644・7430

なお、11月・12月診療分の通知は確定申告などの時期に合わない場合があります。その場合、該当の医療費控除については、医療機関の領収書な

【表】令和2年度医療費通知の送付時期

診療月	国民健康保険	後期高齢者医療制度
1月診療分	5月中旬	2月上旬
2月診療分		
3月診療分	7月中旬	
4月診療分		
5月診療分	9月中旬	
6月診療分		
7月診療分	11月中旬	
8月診療分		
9月診療分	1月中旬	
10月診療分		
11月診療分	2月下旬	3月中旬
12月診療分		

※令和3年度から、「国民健康保険」の医療費通知の送付時期を「後期高齢者医療制度」と同時期に変更します。